

賛助企業に関する規程

(賛助企業の目的)

第1条 一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター(以下当センターという)定款第2条1から5に掲げる当センターの目的に賛同し協力する団体を賛助企業とする。

(賛助企業の資格)

第2条 入会金及び年間会費の納入をもって当センターの賛助企業とする。
(様式第1号-1、2)

(賛助企業に対する優待)

第3条 賛助企業は、当センターのホームページにバナーを掲載することができる。

(賛助企業の入会金及び会費)

第4条 入会及び会費は下記の通りとする。

(1) 賛助企業の入会金及び会費を下記の通りとする。

ア 入会金 10,000 円(消費税込)

イ 年間会費 30,000 円(消費税込)

尚、入会金は賛助企業になった初回年度にのみ納入する。

(2) 会費はその年度の6月30日までに納入する。

(3) 当センターに納入された会費は、予算に計上し、当センターの運営費に当てる。

(4) 年度途中で退会した場合は、入金済みの会費の返還は行わない。

(入会の承認)

第5条 賛助企業は入会申込書による理事会の審査を経て承認する。

賛助企業の申込先

(一社)大阪府理学療法士会生涯学習センター事務局

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-4-12 常盤セントラルビル 301号

TEL 06-942-7233 FAX 06-942-7211

会費納入先

銀行口座 銀行名 三井住友銀行

口座種類 普通預金

支店名 上町支店(店番号106)

口座番号 1437511

口座名義 一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター

(賛助企業の任意退会)

第6条 任意退会については下記の通りとする。

(1) 一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター定款第13条により、賛助企業は、退会届を理事長に提出して、退会することができる。(様式第2号)

(2) 退会後は直ちに第3条の掲載を中止するものとし、入金済みの入会金及び年間会費はいかなる理由があっても返金はしない。

(附則) 本規程は令和2年11月1日から施行する。

本規程の変更は、令和5年11月14日から施行する。